

職員に対する懲戒処分について（報告）

1 処分対象者及び処分内容

①処分対象者

所属名	役職	職名	年齢	性別
都市整備部	係長	技術職員	40歳代	男性

②処分内容

減給10分の1（1ヶ月）

2 処分年月日

令和8年3月13日

3 処分に至った非違行為の概要・経過及び処分理由

①概要 通勤手当の不適正な受給

②経過

令和7年11月20日 庁内通知「通勤・住居現況調査の実施について」（人事戦略課）
令和7年11月26日 所属課より通勤調査結果の報告
令和7年11月26日 人事戦略課による当事者への事情聴取
令和7年12月4日 人事戦略課による当事者への事情聴取
令和7年12月22日 人事戦略課による当事者への事情聴取
令和7年12月26日 人事戦略課による当事者への事情聴取
令和8年1月5日 人事戦略課へ当事者より始末書の提出
令和8年1月21日 三田市職員分限懲戒審査委員会

③処分理由

被処分者は、6か月の通勤用定期券に相当する通勤手当を受給していたが、令和7年8月25日から令和7年11月20日までの間、定期券を購入せずに自転車で通勤し、差額を不当に利得していた。

このことは、市民の信用を失墜させる不適切な行為と言わざるを得ず、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するものとして厳正に処分するものである。

4 再発防止策等

通勤方法に変更があった場合は通勤届を提出し、受給した通勤手当は届け出た通勤方法に応じ適正に使用することを周知徹底する。

職員に対する懲戒処分について（報告）

1 処分対象者及び処分内容

①処分対象者

所属名	役職	職名	年齢	性別
産業振興部	なし	事務職員	50歳代	男性

②処分内容

減給10分の1（1ヶ月）

2 処分年月日

令和8年3月13日

3 処分に至った非違行為の概要・経過及び処分理由

①概要 通勤手当の不適正な受給

②経過

令和7年11月20日 通勤・住居現況調査の実施（人事戦略課）
令和7年12月5日 所属長より通報
令和7年12月12日 当事者よりICカード利用履歴の提出
令和7年12月18日 人事戦略課による当事者への事情聴取
令和7年12月26日 人事戦略課による当事者への事情聴取
令和8年1月21日 人事戦略課による当事者への事情聴取
令和8年1月23日 人事戦略課へ当事者より顛末書の提出
令和8年1月27日 政策法務支援相談
令和8年2月4日 三田市職員分限懲戒審査委員会
令和8年2月24日 三田市職員分限懲戒審査委員会
令和8年2月26日 政策法務支援相談
令和8年3月6日 三田市職員分限懲戒審査委員会

③処分理由

被処分者は、6か月の通勤用定期券に相当する通勤手当を受給していたが、令和6年4月から令和7年12月までの間、定期券を購入せずに往路においてクレジット機能付きICカードでバスを利用し、復路において徒歩で通勤することで、差額を不当に利得していた。このことは、市民の信用を失墜させる不適切な行為と言わざるを得ず、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するものとして厳正に処分するものである。

4 再発防止策等

通勤方法に変更があった場合は通勤届を提出し、受給した通勤手当は届け出た通勤方法に応じ適正に使用することを周知徹底する。

職員に対する懲戒処分について（報告）

1 処分対象者及び処分内容

①処分対象者

所属名	役職	職名	年齢	性別
都市整備部	主査	技術職員	50歳代	男性

②処分内容

戒告

2 処分年月日

令和8年3月13日

3 処分に至った非違行為の概要・経過及び処分理由

①概要 セクシュアルハラスメントを行った職員への処分

②経過

令和7年5月13日 職員Aの所属長を通じて人事戦略課へ匿名の通報

令和7年5月14日 総務課と人事戦略課による事情聴取

令和7年5月20日 総務課と人事戦略課による事情聴取

令和7年12月12日 別の職員Bからハラスメント相談員へ相談

令和7年12月16日 総務課と人事戦略課による事情聴取

令和7年12月26日 総務課と人事戦略課による事情聴取

令和8年1月29日 政策法務相談

令和8年2月4日 人事戦略課へ当事者より弁明書の提出

三田市職員分限懲戒審査委員会

令和8年2月24日 三田市職員分限懲戒審査委員会

③処分理由

被処分者は、令和7年4月から12月にかけて、職員の意に反し必要性なく身体に接触し、市から注意を受けた後も他の職員の意に反し必要性なく身体に接触して、その就業環境を害するセクシュアルハラスメントを行った。このことは、市民の信用を失墜させる不適切な行為と言わざるを得ず、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するものとして厳正に処分するものである。

4 再発防止策等

職員に対し、ハラスメントに関する理解を深めるための研修や周知啓発を行う。